

2022年度 愛知ブランド企業募集要項

この要項は、2022年度愛知ブランド企業の募集にあたり、必要な事項を定めるものである。

1 申請資格

(1) 愛知県内に本社又は工場を有する製造業の企業(大企業、中小企業を問わない)

(2) その他

- ・暴力団員が役員となっている事業者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと
- ・国税及び地方税の未納がないこと

2 申請方法等

(1) 申請方法

申請者は、(2) 申請書類に記載する必要書類を「あいち電子申請・届出システム」から提出する。

ア 新規認定

「2022年度愛知ブランド企業認定申請(新規認定)」を選択

URL: https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=45988

イ 継続認定

「2022年度愛知ブランド企業認定申請(継続認定)」を選択

URL: https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=46691

(2) 申請書類

ア 新規認定

- ・愛知ブランド企業認定申請書(様式第1)
- ・役員名簿(様式第1の2)
- ・誓約書(様式第1の3)
- ・決算関係書類(直近3期分)
- ・コア・コンピタンスを証する書類(様式は任意)
- ・会社概要の分かる資料(パンフレット等)
- ・その他

イ 継続認定

- ・愛知ブランド企業継続認定申請書(様式第7)
- ・役員名簿(様式第1の2)
- ・誓約書(様式第1の3)
- ・決算関係書類(直近3期分)

- ・コア・コンピタンスを証する書類（様式は任意）
- ・会社概要の分かる資料（パンフレット等）
- ・その他

※様式は（１）申請方法に記載した「あいち電子申請・届出システム」の申請ページからダウンロードすること。

3 申請期間

（１）新規認定

2022年5月11日（水）から6月17日（金）まで

（２）継続認定

2022年5月11日（水）から6月17日（金）まで

4 評価

7つの評価項目により企業の取組や実現度を評価する。また、各評価項目の評価にあたっては、4つの評価軸を考慮する。

評価項目	評価の視点
1 理念、経営トップのリーダーシップ	経営トップは理念、方針を明確化し、それを全社一体となって取り組むようリーダーシップを発揮している。
	経済環境の変化に対応する開発投資や改革、改善を適切に指揮している。
	評価項目を実現する独自の取組がある。
2 人の活性化	人の活性化に取り組んでいる。
	評価項目を実現する独自の取組がある。
3 業務プロセスの効率化、革新	業務プロセスの管理・運営は効率的で適切である。
	業務プロセスの改革・改善に取り組んでいる。
	評価項目を実現する独自の取組がある。
4 コア・コンピタンス	優れたコア・コンピタンスがある。
	コア・コンピタンスの磨き込みに取り組んでいる。
5 顧客との関連性の質、深度を高める顧客価値構築	顧客価値を高める取組が行われている。
	評価項目を実現する独自の取組がある。
6 社会、環境への配慮	社会 地域社会への貢献や企業の社会的責任について、積極的に取り組んでいる。
	環境 環境保全活動について、積極的に取り組んでいる。
	共通 評価項目を実現する独自の取組がある。
7 イノベーションへの取組	新分野進出、デジタル化推進、外部連携のいずれかにおいて、付加価値向上のための取組がある。

【評価軸】

- ア 一貫性（企業理念や組織作りに一貫性があること）
- イ 継続性（企業が成長・発展していくために必要な取組が継続して実施されていること）
- ウ 即応性（目的達成のため、外部環境の変化等に迅速かつ適切に対応できていること）
- エ 革新性（独自の強みに革新性や独自性を有していること）

5 認定方法

有識者で構成する愛知ブランド企業選定委員会の審査により、認定基準を満たす企業を選定し、知事が認定する。

なお、必要に応じて県の担当職員が企業を訪問し現地調査を行うことがある。

認定の可否については、2022年9月頃に全ての申請者へ結果を通知し、新規に認定された企業に対しては、後日開催する認定式（2023年2月予定）において、認定書を交付する。

6 認定有効期限

2023年4月から5年間（更新あり）

7 その他

以下のいずれかに該当するときは、認定を取り消す場合がある。

- (1) 認定を受ける要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 評価基準に適合しないと認められたとき。
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められたとき。
- (5) 事業活動を中止又は廃止したとき。

8 問合せ・申込み先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課 基盤産業グループ

電話：052-954-6345

メール：a-brand@pref.aichi.lg.jp

※愛知ブランド事業の詳細については、愛知ブランドWebサイトをご覧ください。

URL：https://www.aichi-brand.jp